

新潟県立燕中等教育学校

学校いじめ防止基本方針

令和6年7月

目次

1	策定の趣旨	1
2	いじめに関する組織的な対応・生徒指導のあり方	1
(1)	組織的な対応	1
(2)	いじめに関する生徒指導のあり方	2
	(ア) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導	
	(イ) いじめの未然防止教育（課題未然防止教育）	
	(ウ) いじめの早期発見対応（課題早期発見対応）	
	(エ) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導	

1 策定の趣旨

本校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、また、「いじめはどの子どもにもどの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、いじめのない学校づくりに学校組織をあげて取り組んでいます。

本校では、いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、専門機関との連携に基づく支援体制を充実させ、社会性の育成をとおして、いじめを生まない風土づくりを進めるとともに、いじめの起こらない学校づくりに向け、様々な教育活動をとおして未然防止を行っています。また、いじめが疑われる事態を把握した場合は、早期解決に向け組織的に対応しています。

特に重大事態が発生した場合は、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の専門機関に通報し援助を求め、解決に努めます。

本方針に則り、新潟県立燕中等教育学校いじめ防止基本計画を毎年3月に立て、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めます。なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例を踏まえて、「いじめ類似行為」についても同様に扱うものとします。

〇いじめ防止対策推進法（第2条によるいじめの定義）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〇新潟県いじめ等の対策に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

2 いじめに関する組織的な対応・生徒指導のあり方

(1) 組織的な対応

いじめ未然防止・早期発見及びいじめ認知の対応に係る「いじめ対策委員会」を組織し様々な教育活動をとおして未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した場合は、早期の解決に向け、組織的に対応します。また、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、生徒の状況の把握や教育相談の必要性について、全教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

(2) いじめに関する生徒指導のあり方

(ア) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ・ 生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけます。
- ・ 生徒の市民性を育むために、発達段階に応じた法教育を行います。
- ・ 生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つために、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指します。

(イ) いじめの未然防止教育（課題未然防止教育）

- ・ 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を行います。
- ・ 生徒の学校への信頼感と学級への安心感を育むために、学校が、いじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行います。
- ・ 生徒が市民社会のルールを守る姿勢を身に付けられるように、法や学校いじめ防止基本方針についての理解を深める機会をつくります。

(ウ) いじめの早期発見対応（課題早期発見対応）

- ・ 学校は、個々の教職員のいじめに対する感度を高めるだけでなく、定期的・臨時的にアンケート調査を実施していじめへの組織的な気付きを重視します。
- ・ 学校は、SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースがあることを認識した上で対応します。
- ・ 学校は、家庭や地域、関係機関と連携し、学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せることに努めます。
- ・ 学校は、以下①～④のいじめへの対応の原則を、教職員全体で理解して、見通しをもって対応します。

①いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア

②被害者のニーズの確認

③いじめ加害者と被害者の関係修復

④いじめの解消[※]

※) 解消の二条件：いじめに係る行為が止んでいること。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(エ) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- ・ 学校は、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、必要に応じて SC や SSW 等を交えたケース会議を開催していじめを重大事態化させないように対応します。
- ・ 学校は、いじめ認知後の教育委員会への報告を適切に行い、問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ります。

付 記

令和2年 3月 施行

令和3年 4月 一部改正

令和3年 10月 一部改正

令和6年 7月 一部改訂